

# 入院時の食事代等の改定について

令和8年（2026年）6月1日 より

今般の食材費および光熱水費の高騰等を踏まえ、厚生労働省の制度改正により、入院時の食事代および光熱水費の標準負担額が見直されることとなりました。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 食事代の自己負担額（1食あたり）

一般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	改定前	改定後
一般所得者	現役並み所得者	510円	550円
	一般所得者		
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日以内	240円	270円
	低所得者Ⅱ※1 過去12か月の入院日数が90日超	190円	220円
	低所得者Ⅰ	110円	130円
指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		300円	330円

※1 非課税期間の入院日数が、直近の12ヶ月間で90日を超えており、市役所等で認定を受けた場合

## 居住費（光熱水費）の自己負担額（1日あたり・療養型病棟入院のみ）

区分	改定前	改定後
一般の方	370円	430円
指定難病の方等	0円	0円（据え置き）

## お 願 い

本改定は、令和8年度診療報酬改定に伴う、全国の医療機関共通の制度変更によるものであり、当院独自の判断による値上げではございません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

玉木病院  
院長 玉木 英樹